

消防情第 250 号
平成 26 年 9 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長（局）長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁防災情報室長

防災映像情報送信要綱等の一部改正について（通知）

被害状況等の画像情報については、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）に則って報告頂いています。

災害時における円滑な情報伝達体制を確保するにあたり、地域衛星通信ネットワークを活用した映像送信については、平成 9 年 3 月 10 日消防情第 52 号により「防災映像情報送信要綱」、「防災映像情報送信要綱運用細目」を定めると共に、「防災映像送受信統一訓練計画」を定め、映像情報の送受信に必要な技術の習得及び向上を図っているところです。

このたび、一部改正から 6 年が経過したことから、見直し及び所要の整理を行い、要綱等の一部を改正しましたので通知します。

都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村を管轄する消防本部（指定都市を管轄する消防本部、東京消防庁を除く。）へ本内容について周知をお願いします。

記

1. 改正概要

(1) 防災映像情報送信要綱

- ア 映像送信開始又は終了の周知に用いる様式（様式 1）の削除
- イ 保有施設等の状況の報告に用いる様式（様式 2）の削除
- ウ 諸々の文言の整理

(2) 防災映像情報送信要綱運用細目

- ア 連絡先番号の更新
- イ 映像送信開始又は終了の周知に用いる様式（様式 1）の新設
- ウ 保有施設等の状況の報告に用いる様式（様式 2）の新設

(3) 防災映像送受信統一訓練計画

- ア 訓練内容の基本の改定
- イ 通信手順、訓練日時及び訓練周期の削除

2. 施行日

平成26年9月16日

3. 参考

改正後の「防災映像情報送信要綱」及び「防災映像情報送信要綱運用細目」並びに「防災映像送受信統一訓練計画」を、添付します。

4. 添付資料

(1) 改正後の本文

- ア 防災映像情報送信要綱（別紙1）
- イ 防災映像情報送信要綱運用細目（別紙2）
- ウ 防災映像送受信統一訓練計画（別紙3）

(2) 新旧対照表

- ア 防災映像情報送信要綱（別紙4）
- イ 防災映像情報送信要綱運用細目（別紙5）
- ウ 防災映像送受信統一訓練計画（別紙6）

5. その他

災害時における映像情報は、被災の程度を把握する上で有用なものであることから、防災映像送受信統一訓練等の機会を活用し、装置の習熟に努めるとともに、災害時においては積極的に活用されるようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁 防災情報室

通信管理係 大石・鈴木

電話 03-5253-7526

FAX 03-5253-7536

[別紙1から6 省略]